

平成22年(ミ)第1号から第3号まで 会社更生事件

決 定

東京都品川区東品川二丁目4番11号

更生会社 株式会社日本航空インターナショナル

管財人 株式会社企業再生支援機構

管財人 片 山 英 二

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成22年11月30日に認可された更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないことが認められるので、会社更生法239条1項2号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成23年3月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 門 匡

裁判官 福 井 章 代

裁判官 馬 渡 直 史

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 手 嶋 健一郎

